

第49期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2023年6月27日（火曜日）午前11時
（受付開始：午前10時）

開催場所 東京都江東区東雲一丁目4番1号
ROOFLAG（ルーフラッグ）賃貸住宅未来展示場

※書面又はインターネットによる議決権行使期限
2023年6月26日（月曜日）午後5時まで

◆目次

第49期定時株主総会招集ご通知

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

事業報告

連結計算書類等

監査報告

「事業報告」中のグラフ及び「ご参考」として記載している内容は、株主の皆様にご理解をいただくために、法令に定めのあるものに加えて記載しているものであります。



証券コード1878

2023年6月6日

(電子提供措置の開始日 2023年5月26日)

株 主 各 位



東京都港区港南二丁目16番1号

大東建託株式会社

代表取締役 社長執行役員 竹内 啓

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第49期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

<当社ウェブサイト>

<https://www.kentaku.co.jp/corporate/ir/kabunushi.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、銘柄名（大東建託）又は証券コード（1878）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）>

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2023年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前11時（受付開始：午前10時）

2. 場 所 東京都江東区東雲一丁目4番1号
ROOFLAG（ルーフラッグ）賃貸住宅未来展示場

3. 目的事項

報告事項

1. 第49期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第49期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

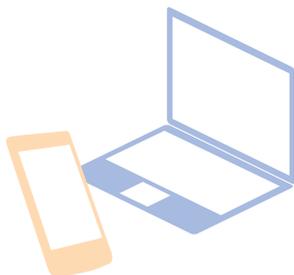
以 上

-
- ◎ 株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、本株主総会につきましては、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面で招集ご通知をお送りしております。なお、次回以降の株主総会資料につきましては、送付形式が変更となる場合がございます。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日、当社役員及び係員は、環境への取り組みの一環として、クールビズスタイルにて対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましては、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、事業報告の「主要な事業内容」「従業員の状況」「主要な事業所」「主要な借入先及び借入額」「その他株式に関する重要な事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書及び連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書及び個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの重要な権利です。
議決権行使の方法は、以下の3つの方法がございます。是非ともご行使いただきますようお願い申し上げます。

行使方法1. インターネット



◎当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にてご行使ください。

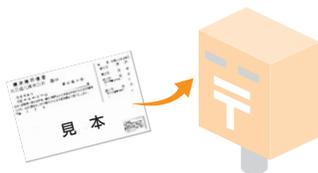
行使方法の詳細は、次の頁をご参照ください。

行使期限 2023年6月26日（月）午後5時まで

<機関投資家の皆さまへ>

管理信託銀行等の名義株主様につきましては、インターネットによる議決権行使以外に、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただけます。

行使方法2. 郵送



◎同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご投函ください。（切手は不要です）

行使期限 2023年6月26日（月）午後5時到着分まで

※郵送による議決権行使において、各議案の賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使方法3. 株主総会へ出席



◎同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

開催日時 2023年6月27日（火）午前11時

※代理人によるご出席の場合

委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。
なお、代理人の資格は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。

インターネットによる議決権行使方法について **【行使期限：2023年6月26日（月）午後5時まで】**

インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンにて行使可能です。
当社が指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）へアクセスし、画面の案内に従って行使していただきますようお願い申し上げます。

●パソコンの場合



株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

本サイトを利用し、株主総会に関するお手続きをされる場合、必ず事前に「本サイト利用規定」および「本サイト利用ガイド」をご確認ください。
本サイト利用規定
本サイト利用ガイド

上記記載内容をご了解される場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

① 次の画面へ

なお、本サイトは午前8時から午前9時までの間、保守・点検のため取扱いを停止させていただきますことをご案内いたします。

1. 議決権行使サイトにアクセス

<https://evote.tr.mufg.jp/>

- ① 「次の画面へ」をクリック

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力ください。「ログイン」をクリックしてください。
ログインIDは必ず半角で入力してください。

ログインID (半角)

パスワード
または仮パスワード (半角)

② ログイン

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在登録されているパスワードをご入力ください。「パスワード変更」をクリックしてください。

③ パスワード変更

2. ログインする

- ② 同封の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

パスワードのご変更

パスワードを変更いたします。現在のパスワードと新しいパスワード(株主様ご指定の任意のパスワード)を入力してください。
・確認のため「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の2箇所に入力内容を入力してください。
・「送信」をクリックすると新しいパスワードが有効となります。

④

現在のパスワード (半角)

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード(確認用) (半角)

⑤ 送信

3. 新しいパスワードを登録する (初回ログイン時のみ)

※第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」の変更をお願いしております。

- ④ 新しいパスワードを入力
- ⑤ 「送信」をクリックし、確認画面が出たら「確認」をクリック

画面の案内に従って賛否をご入力ください。

●スマートフォンの場合



1. 議決権行使書のQRコードを読み取る



- ① スマートフォンで
ログイン用QRコードを読み取る

2. 議案賛否方法を選択



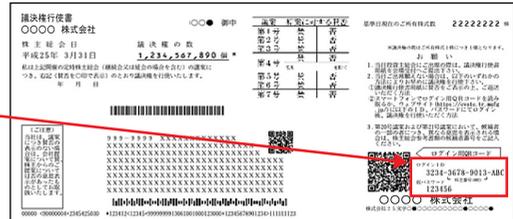
- ② 議案に賛成する場合は
「確認画面へ」、
個別に賛否を選択する場合は
「賛否行使画面へ」をクリック

画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

◎ 「ログインID」 「仮パスワード」のご確認方法

議決権行使書用紙の右下に記載しております。

※今回ご案内する「ログインID」 「仮パスワード」は、
本總會に関してのみ有効です。



- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
QRコードでのログインができない場合には、パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

●インターネットによる議決権行使に係る特記事項

(1) 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱を休止いたします。
- ② パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、2023年6月26日（月曜日）午後5時まで受け付けいたしますが、お早めにご行使していただき、ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。
- ④ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(2) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(3) インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、以下のヘルプデスクにお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

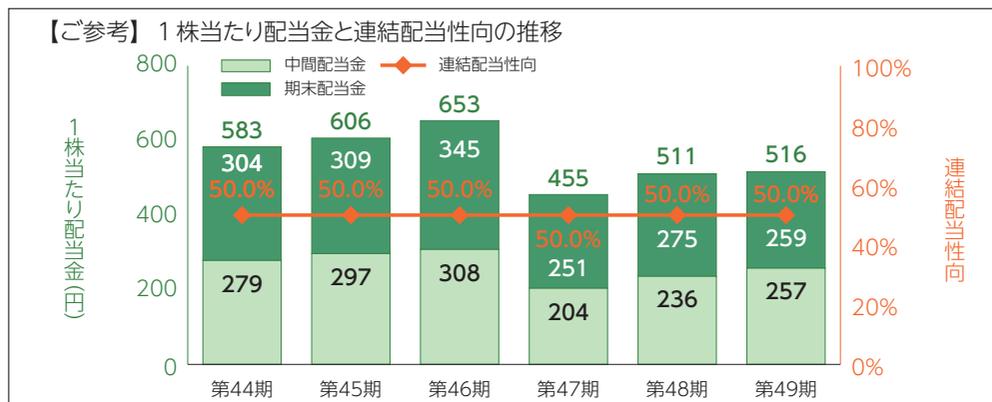
期末配当に関する事項

当社では、株主の皆さまに対する利益還元を最重要経営課題の一つとして認識し、実践しております。配当金につきましては、経営基盤の強化による安定配当を基本的スタンスとしながら、基準配当100円に、連結業績に応じた利益還元分を含めた連結配当性向50%を目標として設定しております。

この基準を踏まえ、当期の期末配当金につきましては、1株当たり259円とさせていただきます。

なお、昨年11月にお支払いさせていただきました中間配当金1株当たり257円と合わせ、年間にお支払いする配当金は、前期より5円増配の1株当たり516円となります。

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり259円 総額17,839,219,405円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2023年6月28日



1. 提案の理由

以下を主な目的として、規定の新設、削除及び所要の変更を行うものです。

- (1) 現行の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することにより、監督と業務執行の役割を明確化し意思決定の迅速化及び監督の強化を図るとともに、取締役会の軸足をグループ経営の監督に移す。
- (2) 迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現するため、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定める。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、取締役会においても剰余金の配当等の決定を行うことができる旨を定める。

2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>第 5 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (条文省略) (自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第 8 条～第 12 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条～第 14 条 (条文省略) (招集者及び議長)</p> <p>第 15 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u> 2 <u>取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。</u></p> <p>第 16 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>20 名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(選任)</p> <p>第 20 条 (新設)</p> <p>当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2 当社の取締役の選任は、累積投票によらない。</p> | <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 (削除) 3. 会計監査人</p> <p>第 5 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>第 6 条 (現行どおり) (削除)</p> <p>第 7 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 13 条 (現行どおり) (招集者及び議長)</p> <p>第 14 条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役が招集し、議長となる。</u> 2 <u>代表取締役に事故ある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。</u></p> <p>第 15 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役 (監査等委員であるものを除く。)は、<u>10 名以内とする。</u> 2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(選任)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 当社の取締役の選任は、累積投票によらない。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(任期) 第21条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(任期) 第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> |
| <p>(代表及び役付取締役) 第22条 当社の取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社の取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> | <p>(代表取締役) 第21条 当社の取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(削除)</p> |
| <p>(報酬等) 第23条 当社の取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> | <p>(報酬等) 第22条 当社の取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>(取締役会の招集及び議長) 第24条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故ある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。</p> <p>3 当社の取締役会の招集通知は、取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</p> | <p>(取締役会の招集及び議長) 第23条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故ある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。</p> <p>3 当社の取締役会の招集通知は、取締役にに対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要ある場合は、この期間を短縮することができる。</p> |
| <p>第25条 (条文省略)</p> | <p>第24条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(新設)</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第29条 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第30条 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 当社の監査役会は、その決議によって、常勤監査役を選定する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第32条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第33条 当社の監査役会の招集通知は、監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 当社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度額において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。</p> | <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第28条 当社の監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第29条 当社の監査等委員会に関するその他の事項は、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

現 行 定 款

変 更 案

| 第6章 計 算 | 第6章 計 算 |
|---|--|
| 第36条 (条文省略) | 第30条 (現行どおり) |
| (新設) | (剰余金の配当等の決定機関) |
| (剰余金の配当の基準日) | 第31条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。 |
| 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 | (剰余金の配当の基準日) |
| (新設) | 第32条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 |
| 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 | 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 |
| (中間配当) | 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 |
| 第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。 | (削除) |
| 第39条 (条文省略) | 第33条 (現行どおり) |
| (新設) | 附 則 |
| (新設) | (監査役の責任免除に関する経過措置) |
| (新設) | 1 当社は、第49期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |
| (新設) | 2 第49期定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第2項の定めるところによる。 |

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（11名）は任期満了となります。つきましては、社外取締役2名を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いしたいと存じます。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、その効力を生じるものといたします。

本議案及び第4号議案の候補者全12名が原案どおり選任されますと、取締役12名のうち5名が、当社が定めた独立性基準を満たす独立社外役員となります。取締役に占める独立社外役員が1/3以上であることから、引き続き、取締役会において、独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 | 当社における地位及び担当 | |
|-----------|-------------------|--|----------|
| 1 | たけうち けい 竹内 啓 | 代表取締役 社長執行役員 建築事業本部長 ガバナンス委員会委員 指名・報酬委員会委員 | 再任 |
| 2 | もり よしひろ 守 義浩 | 取締役 常務執行役員 不動産事業本部長 兼大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長 | 再任 |
| 3 | たて まさふみ 館 正文 | 取締役 上席執行役員 設計統括部長 | 再任 |
| 4 | おかもと つかさ 岡本 司 | 上席執行役員 グループ財務経理部長 | 新任 |
| 5 | あまの ゆたか 天野 豊 | 上席執行役員 不動産流通開発本部長 | 新任 |
| 6 | たなか よしまさ 田中 良昌 | 上席執行役員 業務本部長 | 新任 |
| 7 | ささき まみ 佐々木 摩美 | 社外取締役 ガバナンス委員会委員 指名・報酬委員会委員 | 再任 社外 独立 |
| 8 | いりたに あつし 入谷 淳 | 社外取締役 ガバナンス委員会委員 指名・報酬委員会委員 | 再任 社外 独立 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐々木摩美氏、入谷淳氏は、社外取締役候補者であります。
なお、両氏は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める独立性基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 佐々木摩美氏、入谷淳氏は、当社との間で責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との責任限定契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行と取締役等である者を除く。）がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときに限る。
4. 竹内啓氏、守義浩氏、館正文氏、佐々木摩美氏、入谷淳氏は、当社との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各氏の選任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。また、当社は、岡本司氏、天野豊氏、田中良昌氏の選任が承認された場合、同内容の契約を締結する予定です。
5. 当社は、全役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

候補者番号 1

たけうち
竹内

けい

啓 (1965年11月29日生)

[所有する当社の株式数] 6,896株

再任



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社
 2007年 4月 首都圏営業部長
 2010年 4月 東海営業部長
 2012年 4月 執行役員テナント営業統括部長
 2014年 6月 取締役 執行役員テナント営業統括部長
 2015年 4月 取締役 執行役員中日本建築事業本部長
 2017年 4月 取締役 不動産事業本部長
 2020年 4月 常務取締役 西日本建築事業本部長
 2021年 4月 常務取締役 建築事業本部長
 2023年 4月 代表取締役 社長執行役員 建築事業本部長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

竹内啓氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である建設事業及び不動産事業の営業部門に携わり、建設事業では営業組織の活性化や新たな営業チャネルの開拓、不動産事業では健全な入居率の維持と収益力の強化などに尽力してきました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、代表取締役として当社グループ全体を統括するとともに、建設事業の執行責任者として、建設受注の回復や設計力・技術力の向上、社会情勢の変化に順応した新たな営業手法の確立に向け職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な経験と知識、強いリーダーシップを経営に活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 2

もり
守

よしひろ

義浩 (1965年10月24日生)

[所有する当社の株式数] 1,856株

再任



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1994年 2月 当社入社
 2012年 4月 テナント営業推進部長 (東日本担当)
 2014年 4月 大東建物管理株式会社 (現 大東建託パートナーズ株式会社)
 取締役 審査部長
 2017年 4月 執行役員大東建託リーシング株式会社代表取締役社長
 2021年 6月 取締役 執行役員大東建託リーシング株式会社代表取締役社長
 2023年 4月 取締役 常務執行役員 不動産事業本部長
 兼大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

守義浩氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である不動産事業に携わり、一括借り上げ事業における適正家賃の審査業務や、賃貸事業における収益の拡大に尽力してきました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、不動産事業の執行責任者として、入居斡旋や管理サービスの品質向上、不動産関連業務のDXに向け職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号 3

たて
舘まさふみ
正文

(1968年11月3日生)

[所有する当社の株式数] 1,572株

再任



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1991年 4月 当社入社
 2013年 4月 設計部長
 2016年 4月 執行役員設計部長
 2017年 4月 執行役員設計統括部長
 2019年 4月 上席執行役員首都圏建築事業本部部長
 2020年 4月 執行役員設計統括部長
 2021年 6月 取締役 設計統括部長
 2023年 4月 取締役 上席執行役員 設計統括部長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

舘正文氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である建設事業の設計部門に携わり、商品開発や設計・積算精度の向上、コスト削減等に尽力してきました。その経験や知識を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

現在は、業界最高水準の商品の提供や、ZEH賃貸住宅の普及など建築を通じた低炭素社会の実現に向け職務を遂行しております。

今後も、同氏が有する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

おかもと
岡本つかさ
司

(1967年10月6日生)

[所有する当社の株式数] 638株

新任



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1997年10月 青山監査法人入社
 2002年 4月 公認会計士登録
 2006年 9月 あらた監査法人入社
 2011年 3月 当社入社
 2013年 6月 ハウスコム株式会社非常勤監査役
 2015年 4月 経理部長
 2020年 4月 執行役員 経理部長
 2023年 4月 上席執行役員 グループ財務経理部長 (現任)

<取締役候補者とした理由>

岡本司氏は、公認会計士の資格を有しており、入社以来当社グループ財務経理部門に携わり、財務経理機能の基盤強化や、グループの連結決算業務に尽力してきました。

現在は、財務経理の最高責任者として、グループ会社を含めた財務戦略の推進や、財務経理分野の内部統制の強化に向け職務を遂行しております。

同氏が有する豊富な知識と経験、高い専門性を活かし、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与することができると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 5

あまの
天野 豊

(1967年10月28日生)

[所有する当社の株式数] 529株

新任



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

| | |
|----------|------------------------|
| 1997年 3月 | 当社入社 |
| 2013年 4月 | 商品開発部長 |
| 2014年 4月 | 東首都圏建築事業部長 |
| 2015年 4月 | 西首都圏建築事業部長 |
| 2016年 4月 | 商品開発部長 |
| 2019年 4月 | 事業戦略室長 |
| 2021年 4月 | 執行役員 事業戦略室長 |
| 2023年 4月 | 上席執行役員 不動産流通開発本部長 (現任) |

<取締役候補者とした理由>

天野豊氏は、長年にわたり、当社グループの技術部門、事業戦略部門に携わり、商品開発や新規事業の立ち上げ、M&A戦略など、新たな価値の創造に尽力してきたほか、営業現場の責任者としての経験も有しております。

現在は、不動産流通開発部門の執行責任者として、自社開発物件の供給や、リノベーション再販事業の強化など、新たな販売チャネルの開拓に向け職務を遂行しております。

同氏が有する豊富な知識と経験を活かし、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号 6

たなか
田中 良昌

(1968年5月8日生)

[所有する当社の株式数] ー

新任



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

| | |
|----------|-------------------|
| 1991年 4月 | 当社入社 |
| 2018年 4月 | 営業統括部長 |
| 2019年 4月 | 中四国建築事業部長 |
| 2021年 4月 | 中国建築事業部長 |
| 2022年 4月 | 執行役員 中国建築事業部長 |
| 2023年 4月 | 上席執行役員 業務本部長 (現任) |

<取締役候補者とした理由>

田中良昌氏は、長年にわたり、当社グループのコア事業である建設事業に携わり、営業現場の責任者として営業活動の推進に尽力した一方で、本社の営業統括部門において、営業支援や統制環境の構築を行った経験も有しております。

現在は、コーポレート業務部門の執行責任者として、業務効率化や働き方改革、ダイバーシティ推進など、サステナビリティ経営の実現に向け職務を遂行しております。

同氏が有する豊富な経験と知識を活かすことにより、当社グループの更なる企業価値の向上に寄与することができると判断し、取締役候補者いたしました。

**■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況**

- 1983年 4月 株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行） 入行
1985年 3月 モルガン・スタンレー証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 入社
1991年 1月 同社ヴァイス・プレジデント
1994年 2月 同社エグゼクティブ・ディレクター
2000年12月 同社マネージング・ディレクター
2004年 4月 クレディスイス・ファースト・ボストン証券株式会社（現 クレディ・スイス証券株式会社） マネージング・ディレクター 債券本部営業統括本部長
2015年 6月 当社社外取締役（現任）
2018年10月 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 社外取締役監査等委員（現任）

■ 社外取締役としての在任期間 8年（本定時株主総会終結時）**■ 取締役会への出席状況** 出席14回／開催14回（出席率100%）**<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>**

佐々木摩美氏は、グローバルな金融ビジネスにおいて、組織のマネジメントに長年携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの経験と見識を踏まえ、女性の視点、グローバルな視野、投資家目線と、多岐にわたる切り口で有用な発言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

よって、引き続き、同氏の経験と見識に基づくダイバーシティマネジメントへの貢献や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役候補者といたしました。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

| | |
|----------|----------------------------------|
| 1988年 9月 | パークレイズ証券会社入社 |
| 1992年10月 | 井上・斉藤・英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社 |
| 1998年 4月 | 検察官任官 |
| 2007年 9月 | 第二東京弁護士会登録、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 |
| 2009年 7月 | 東京国税局（任期付公務員） |
| 2012年 7月 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 |
| 2016年 1月 | 長島・大野・常松法律事務所入所（現任） |
| 2020年 3月 | アカルタスホールディングス株式会社社外取締役・監査等委員（現任） |
| 2021年 6月 | 当社社外取締役（現任） |
| 2022年 3月 | トレノケートホールディングス株式会社社外監査役（現任） |

■ 社外取締役としての在任期間 2年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 出席14回／開催14回（出席率100%）

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

入谷淳氏は、弁護士として金融法務やコンプライアンス等の危機管理業務に携わり、また公認会計士として金融機関の監査業務に従事するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しています。これらの経験と見識を踏まえ、コンプライアンスやリスク管理の視点から、多岐にわたる切り口で有用な発言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

よって、引き続き、同氏の経験と見識に基づくコーポレート・ガバナンス強化への貢献や的確な助言、重要事項の決定、経営全般に対する監督機能を期待し、社外取締役候補者いたしました。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。各取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会において決定したものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、その効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 | 当社における地位及び担当 | |
|-------|-------------------|-----------------------------------|----------|
| 1 | かわい しゅうじ 川合 秀司 | 取締役 監査等委員会準備室長 | 新任 |
| 2 | まつした まさ 松下 正 | 社外監査役 ガバナンス委員会委員 | 新任 社外 独立 |
| 3 | しょうだ たかし 庄田 隆 | 社外取締役 ガバナンス委員会委員 指名・報酬委員会委員 | 新任 社外 独立 |
| 4 | こばやし けんじ 小林 憲司 | 社外監査役 ガバナンス委員会委員 | 新任 社外 独立 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松下正氏、庄田隆氏、小林憲司氏は、社外取締役候補者であります。
なお、松下正氏、庄田隆氏、小林憲司氏については、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
3. 各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、以下のとおりであります。
- ・取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、取締役（業務執行と取締役等である者を除く。）がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときに限る。
4. 川合秀司氏、松下正氏、庄田隆氏、小林憲司氏は当社との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各氏の選任が承認された場合、当社は当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、全役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。各候補者が取締役就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1989年 4月 当社入社
- 2012年 4月 執行役員経営企画室長
- 2012年 6月 取締役 執行役員経営企画室長
- 2013年 4月 取締役 執行役員子会社事業本部長兼経営企画室長
- 2014年 4月 取締役 常務執行役員経営管理本部長
兼経営企画室、新システム開発室、TQC事務局、CSR推進部、賃貸事業ネットワーク部担当
- 2017年 4月 常務取締役 経営管理本部長兼関連事業本部長
兼経営企画室、TQC事務局、法務サービス部担当
- 2018年 4月 常務取締役 経営管理本部長兼関連事業本部長
兼経営企画室、TQC事務局、法務部、広報部担当
- 2019年 4月 常務取締役 経営管理本部長兼関連事業本部長
- 2023年 4月 取締役 監査等委員会準備室長（現任）

<監査等委員である取締役候補者とした理由>

川合秀司氏は、長年にわたり、当社の経営管理部門及び関連事業部門に携わり、コンプライアンスや経理、法務、ガバナンスなどの領域を統括することで、当社グループの経営基盤の安定化に尽力してまいりました。その知識や経験を活かし、取締役としての業務執行や当社の経営における重要な事項に対して積極的な意見・提言を行うとともに、他の取締役の業務執行の監督について、その職務を十分に果たしております。

今後は、同氏の当社での業務執行における豊富な見識と経験を活かし、当社の経営に対する監査・監督機能を担っていただくことが最適と判断し、監査等委員である取締役候補者としたしました。

候補者番号 2

まつした
松下

まさ
正

(1960年7月28日生)

[所有する当社の株式数] 500株

新任

社外

独立役員



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- | | |
|----------|---|
| 1989年 4月 | 東京弁護士会登録、東京青山法律事務所（現ペーカー&マッケンジー法律事務所）入所 |
| 1999年 1月 | G E 横河メディカルシステム株式会社（現G Eヘルスケア）取締役 |
| 2003年 3月 | 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社（G E ジャパン）取締役副社長 |
| 2005年 9月 | 株式会社ファーストリテイリング取締役上席執行役員 |
| 2010年 7月 | シーメンスジャパン株式会社取締役 |
| 2011年 3月 | コクヨ株式会社取締役常務執行役員 |
| 2017年 5月 | 株式会社アダストリア代表取締役 |
| 2018年 4月 | 株式会社サイプレス社外取締役（現任） |
| 2020年 1月 | 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園副学長統括弁護士 |
| 2020年 4月 | 株式会社after F I T社外取締役 |
| 2021年 6月 | 当社社外監査役（現任） |
| 2022年 8月 | 株式会社手原産業倉庫社外監査役（現任） |
| 2023年 3月 | 株式会社アジラ社外監査役（現任） |

■ 社外監査役としての在任期間 2年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 出席14回／開催14回（出席率100%）

<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

松下正氏は、弁護士としての企業法務や財務に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有するほか、複数の国外勤務や、ITシステム分野での経験も有しており、企業経営やリスクマネジメントの観点から多岐にわたる切り口で有用な発言を行うなど、当社の経営に関する監督の役割を十分に果たしております。

今後は、同氏の高い専門性と経験を活かし、当社の経営に対する監査・監督機能を担っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

| | |
|----------|--|
| 2001年 6月 | 三共株式会社（現 第一三共株式会社）取締役海外医薬営業本部長 |
| 2002年 6月 | 同社常務取締役 |
| 2003年 6月 | 同社代表取締役社長 |
| 2005年 9月 | 第一三共株式会社代表取締役社長兼CEO |
| 2010年 6月 | 同社代表取締役会長 |
| 2014年 6月 | 同社相談役 |
| 2015年 6月 | 宇部興産株式会社（現 UBE株式会社）社外取締役 |
| 2017年 6月 | 当社社外取締役（現任） |
| 2019年 6月 | 宇部興産株式会社（現 UBE株式会社）社外取締役監査等委員 （2023年6月退任予定） |
| 2019年 9月 | 株式会社理研鼎業社外取締役（現任） |

■ 社外取締役としての在任期間 6年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 出席14回／開催14回（出席率100%）

<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

庄田隆氏は、第一三共株式会社において、経営者として長年企業経営に携わり、企業経営の豊富な経験と幅広い見識、日本企業によるグローバル経営全般に関する見識を有しています。また、上場企業における監査等委員の経験も有しており、執行と監督の双方の目線から多岐にわたる切り口で有用な発言を行うなど、当社の経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分に果たしております。

今後は、同氏の豊富な知識と経験を活かし、当社の経営に対する監査・監督機能を担っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。



■ 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 三井信託銀行株式会社入行
- 1989年 9月 監査法人朝日新和会計社入社
- 1994年 4月 永野森田公認会計士事務所（米国）入所
- 2001年10月 新日本アーンストアンドヤング株式会社取締役
- 2005年 4月 アーンスト・アンド・ヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社マネージングディレクター
- 2007年 7月 小林憲司公認会計士事務所代表（現任）
- 2007年 7月 ビバルコ・ジャパン株式会社共同代表取締役（現任）
- 2013年 3月 ZENホールディングス株式会社取締役
- 2015年 3月 同社代表取締役
- 2021年 6月 当社社外監査役（現任）
- 2022年 9月 ホテルマネジメントインターナショナル株式会社社外監査役（現任）

■ 社外監査役としての在任期間 2年（本定時株主総会終結時）

■ 取締役会への出席状況 出席14回／開催14回（出席率100%）

<監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要>

小林憲司氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有するほか、建設・不動産分野や、M&Aアドバイザリーの経験も有しており、業界の知見や事業戦略の観点から、多岐にわたる切り口で有用な発言を行うなど、当社の経営に関する監督の役割を十分に果たしております。

今後は、同氏の豊富な知識と経験を活かし、当社の経営に対する監査機能を担っていただくことを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

【ご参考】取締役会のスキルマトリックス（本株主総会終了後の予定）

| | 氏名 | 専門性・職歴 | 企業経営 | 事業戦略・マーケティング | 技術・研究開発・品質管理 | 財務・会計・ファイナンス | サステナビリティ | ガバナンス・コンプライアンス・リスクマネジメント | 国際性・海外事業 |
|------------------------|--------------|--------------------|------|--------------|--------------|--------------|----------|--------------------------|----------|
| 取締役 | 竹内 啓 | — | ● | ● | ● | | | ● | |
| | 守 義浩 | — | ● | ● | | | ● | | |
| | 館 正文 | — | ● | | ● | | ● | | |
| | 岡本 司 | 公認会計士 | | | | ● | | ● | |
| | 天野 豊 | — | | ● | ● | | | | |
| | 田中 良昌 | — | | ● | | | ● | | |
| | 社外 佐々木 摩美 | 元外資系金融機関 マネジメント | | | | ● | ● | ● | ● |
| | 社外 入谷 淳 | 弁護士/公認会計士 元検察官 | | | | ● | ● | ● | ● |
| 取締役 （監 査等 委員） | 川合 秀司 | — | ● | | | ● | | ● | ● |
| | 社外 庄田 隆 | 元企業経営者 | ● | | ● | | | ● | ● |
| | 社外 松下 正 | 弁護士 元企業経営者 | ● | | | ● | | ● | ● |
| | 社外 小林 憲司 | 公認会計士 企業経営者 | ● | | | ● | | ● | ● |

※上記一覧表は各氏の経験等を踏まえ、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

【ご参考】当社社外役員の選任ガイドライン

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の基準を満たす者とする。

1. 経営・企業法務・ガバナンスなど、取締役会の審議・決定内容を直接的に監督できること。
2. 成長戦略の策定、経営戦略の決定、中期計画達成等に関して自己の知見・見識を反映させることができること。
3. その他の会社経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること。

【ご参考】当社社外役員の独立性基準

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。

なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～5については現在及び過去10年間とする。

1. 当社グループ関係者
当社、当社の子会社（注1）及び関連会社（注2）（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員又は使用人（以下「取締役等」という）でないこと。
2. 議決権保有関係者
①当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。
②当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。
3. 取引先関係者
①当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
②当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
③当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。
4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）
①当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
②弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。
5. その他
①上記1～4に掲げる者（重要でない者を除く）の2親等以内の親族でないこと。
②当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。
③当社グループとの間で、株式を相互保有している会社の取締役等でないこと。

- (注) 1. 「子会社」とは、財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいいます。
2. 「関連会社」とは、財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいいます。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月27日開催の第33期定時株主総会において、年額10億円以内（うち、社外取締役5千万円以内）とする固定枠と当事業年度の連結当期純利益に1.5%を乗じた額以内と定めた変動枠（ただし、10億円を上限とし、当事業年度の連結当期純利益が200億円以下の場合は支給しない。）との合計額（最大20億円。ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行するため、これを廃止し、新たに、業績連動報酬を含む取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）の報酬額を、年額20億円以内（うち社外取締役1億円以内）とさせていただきたいと存じます。

当社は、2023年5月開催の取締役会において、第2号議案、本議案及び第7号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定いたしました。その内容の概要は後記34頁～35頁に記載のとおりですが、本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的なものとなっております。また、社外取締役を委員長とし、代表取締役及び全ての社外取締役で構成される「指名・報酬委員会」における審議を経ています。以上から、本議案の内容は相当であると判断しております。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は8名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、その効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、監査等委員である取締役の職責に相応しい報酬水準とするため、監査等委員である取締役の報酬の支給限度額を年額2億円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、監査等委員である取締役の職責その他諸般の事情を勘案したものであり、社外取締役を委員長とし、代表取締役及び全ての社外取締役で構成される「指名・報酬委員会」の審議を経ていることから、当該報酬の内容は相当であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと監査等委員である取締役は4名になります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、その効力を生じるものとしたします。

第7号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2019年6月25日開催の第45期定時株主総会において、取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入についてご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合には、監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、これを廃止したうえで、改めて本制度の導入につきご承認をお願いするものであります。なお、本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

監査等委員会設置会社に移行するにあたって、対象者を取締役及び当社と委任契約を締結する執行役員（監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。以下これらを総称して「取締役等」という。）とするほかは、実質的な内容は第45期定時株主総会においてご承認いただいた内容のとおりです。

当社は、2023年5月開催の取締役会において、第2号議案、第5号議案及び本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定いたしました。その内容の概要は後記34頁～35頁に記載のとおりですが、本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的なものとなっております。また、社外取締役を委員長とし、代表取締役及び全ての社外取締役で構成される指名・報酬委員会における審議を経ております。以上から、本議案の内容は相当であると考えております。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと8名（うち社外取締役2名）となります。また、上記のとおり、本制度は、当社と委任契約を締結する執行役員も対象としており（現時点で本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員は5名）、本制度に基づく報酬等には執行役員に対する報酬等も含まれますが、本議案では、それらの執行役員が本信託（下記2（1）に定義されます。）の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬等の全体につき、取締役等の報酬等として、その額及び内容を提案するものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じた時をもって、その効力を生じるものとしたします。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として、信託（以下「本信託」という。）が当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です（詳細は下記（2）以降のとおり）。

なお、本制度は、当社株式等の交付等を対象期間（下記（2）のとおり）終了後に行う「業績連動部分」と、取締役等の退任時に行う「非業績連動部分」から構成されます。社外取締役を除く取締役及び当社と委任契約を締結する執行役員（以下「業務執行役員等」という。）を対象とする「業績連動部分」は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大

への業務執行役員等の貢献意識の向上、取締役等を対象とする「非業績連動部分」は取締役等の株式保有を通じた株主との利害共有の強化を目的とします。

| | | |
|---|--|---------|
| ①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・取締役（監査等委員である取締役及び国内非居住者を除く。） ・執行役員（国内非居住者を除く。） | |
| ②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響 | | |
| 当社が拠出する金員の上限（下記（2）のとおり） | <ul style="list-style-type: none"> ・3事業年度を対象として拠出する金員の上限は19億円（うち社外取締役1,500万円） | |
| 本信託から取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法（下記（2）及び（3）のとおり） | <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間である3事業年度を対象として取締役等に付与されるポイント数（当社株式数）の上限は21万ポイント（うち社外取締役1,200ポイント） ・上記の上限ポイント数の1事業年度あたりの平均である7万ポイントの当社発行済株式総数（2023年3月31日時点。自己株式控除後）に対する割合は約0.1% ・当社株式は、株式市場又は当社（自己株式処分。ただし、株主還元として消却する目的で取得した自己株式を除く。）から取得予定 なお、今般の本制度の改定に伴って株式の追加取得を行う場合は、株式市場から取得するため、希薄化は生じない | |
| ③業績達成条件の内容（下記（3）のとおり） | <p>【業務執行役員等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績連動部分及び非業績連動部分ともに、ROE20%及び配当性向50%の達成を条件としてポイントを付与 ・業績連動部分は、当社の業績目標等の達成度（なお、2024年3月31日で終了する事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの期間においては、連結営業利益成長率に加え、非財務指標（CO₂排出量の削減率、女性管理職割合、従業員エンゲージメント、コンプライアンス浸透度）を採用予定）に応じて変動 <p>【社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし（固定的に付与する。） | |
| ④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期（下記（4）のとおり） | 業績連動部分 | 対象期間終了後 |
| | 非業績連動部分 | 退任時 |

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する3事業年度（以下「対象期間」という。）を対象とします。なお、現在、2023年3月31日で終了する事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度を対象として取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）のために設定した信託が存在するため、本議案による改定直後の対象期間は、2023年3月31日で終了する事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

当社は、対象期間ごとに合計19億円（うち社外取締役1,500万円）を上限とする金員を、取締役等への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託期間3年間の本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式処分。ただし、株主還元として消却する目的で取得した自己株式を除く。）から取得します。当社は、信託期間中、取締役等に対するポイント（下記（3）のとおり）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

当社は、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託を設定し、又は信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しております（当該信託契約の変更及び追加信託がなされた場合には、本信託の設定がなされたものと同様に扱う。）。

信託契約の変更により、本制度を継続的に実施する場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計19億円（うち社外取締役1,500万円）の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、19億円（うち社外取締役1,500万円）の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を充足する可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限等

業務執行役員等は①業績連動部分及び②非業績連動部分のそれぞれ、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）は②非業績連動部分のポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。なお、業務執行役員等への①②のポイント付与に際しては、ROE20%及び配当性向50%の達成を条件とします。

①業績連動部分

役位を基準として定められたポイントを信託期間中毎年付与した上で、対象期間終了後に当社の業績目標等の達成度に応じて変動させます。なお、2024年3月31日で終了する事業年度から2025年3月31日で終了する事業年度までの期間においては、連結営業利益成長率に加え、非財務指標（CO₂排出量の削減率、女性管理職割合、従

業員エンゲージメント、コンプライアンス浸透度)を採用する予定です。2026年3月31日で終了する事業年度以降の対象期間における指標は、取締役会において別途決定します。

②非業績連動部分

役位を基準として定められたポイントを信託期間中毎年付与します。

なお、1ポイントは当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加又は減少した場合、当社は、その増加又は減少の割合に応じて、1ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数を調整します。

本信託の信託期間中に取締役等に付与するポイントの総数は、3事業年度当たり21万ポイント（うち社外取締役1,200ポイント）を上限とします。対象期間中に本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、かかるポイントの上限に相当する株式数（21万株）が上限となります。上記のポイントの調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されます。

取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数の上限は、上記（2）の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

（4）取締役等に対する当社株式等の交付等の時期及び方法その他株式の交付条件の概要

①業績連動部分

業績連動部分に係る当社株式等の交付等の時期は対象期間終了後となります。

受益者要件を充足する業務執行役員等は、業績連動部分の累積ポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を本信託から受け、残りの累積ポイントに相当する株式数については本信託内で換価処分した上で換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

なお、対象期間終了後の当社株式等の交付等の時期までに業務執行役員等が在任のまま死亡した場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価処分した上で、当該業務執行役員等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

また、対象期間終了後の当社株式等の交付等の時期までに業務執行役員等が国内非居住者となる場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価処分した上で、当該業務執行役員等が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

②非業績連動部分

非業績連動部分に係る当社株式等の交付等の時期は取締役等の退任時となります。

受益者要件を充足する取締役等は、退任時までに付与された非業績連動部分の累積ポイントの50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を本信託から受け、残りの累積ポイントに相当する株式数については本信託内で換価処分した上で換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が在任のまま死亡した場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価処分した上で、当

該取締役等の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が国内非居住者となる場合、その時点の累積ポイントに相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で換価処分した上で、当該取締役等が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けるものとします。

③株式報酬の没収等について

重大な会計上の誤りや不正による決算の事後修正があった場合又は取締役等に委任契約等に反する重大な違反等があったと取締役会が判断した場合、当社は、当該取締役等の株式報酬を受ける権利の全部もしくは一部を没収し、又は支給済みの株式報酬相当の全部もしくは一部の賠償を求めることができますものとします。

(5)本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6)本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、当社と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

なお、本信託を継続利用する場合には、当該剰余金銭は株式取得資金として活用されます。

(7)その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細につきましては、2023年5月24日付「役員向け株式報酬制度の一部改定等に関するお知らせ」をご参照ください。

【ご参考】取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針の概要

当社は、2023年5月開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定方針を定めましたが、その概要は以下のとおりです。なお、監査等委員である取締役の報酬等につきましては、株主総会でご承認いただいた報酬等の範囲内で監査等委員である取締役の協議により決定します。

1. 役員報酬の基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、当社の経営方針を実現するため、シンプルかつ中長期的な企業価値向上に資するインセンティブが機能する報酬体系にするとともに、当社の企業変革スピードを維持し、持続的な成長に資する優秀な人材を確保・維持できる水準とします。具体的には、以下を基本方針とします。

- ・当社の経営方針の達成を強く促すためのインセンティブ制度となること
- ・会社業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めるものであること
- ・株主・投資家との利害共有を図るものであること
- ・国内の同規模企業群の報酬水準と比して競争力があり、優秀な人材を維持・確保できる水準であること
- ・透明性・客観性の高い報酬の決定プロセスとし、ステークホルダーに対する説明責任を果たしているものであること

2. 報酬水準

報酬水準は、外部調査機関のデータベースを活用してベンチマーク企業群の水準を調査・分析し、当社の経営状況等を勘案しながら競争力のあるものとなるように設定します。

3. 報酬構成

上記基本方針に基づき、インセンティブ重視の報酬構成とします。具体的には、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」という。）の報酬は、基本報酬、業績賞与および株式報酬で構成し、その割合は1：0.6：0.6とします（業績目標の達成率が100%である場合）。なお、将来的には、1：2～3：2～3を目指します。

他方、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）は、基本報酬及び株式報酬で構成するものとします。ただし、業務執行者を適切に監督するという役割に鑑み、業績には連動しないものとします。

（基本報酬）

業務執行取締役については、役位ごとに応じて定める基本報酬を毎月支給します。社外取締役については、職責に応じて定められた基本報酬を毎月支給します。

（業績賞与）

業績賞与は、各事業年度の短期インセンティブ報酬として、各事業年度の目標達成度に応じて0%～130%の範囲で毎年一定の時期に支給します。ただし、株主と利害を共有するため、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に一定の比率を乗じた金額の範囲内で支給するものとします。

目標達成を測る指標は、中期経営計画やマテリアリティをふまえて選定するものとし、財務指標

だけでなく、非財務指標や個人評価を取り入れることで、中期経営計画やマテリアリティの達成に向けた適切なインセンティブ報酬となるように留意します。

(株式報酬)

当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付け及び株主との利害共有意識を促すことを目的に、株式報酬を支給します。

具体的には、業務執行取締役の株式報酬は、業績連動部分と非業績連動部分から構成するものとし、業績連動部分は役位を基準として定められたポイントを毎年付与した上で、対象期間（3年間）の終了後一定の時期に、目標達成度に応じて0%～150%の範囲で変動させ、当該ポイントに応じて株式を支給します。非業績連動部分は、役位を基準としたポイントを毎年付与した上で、退任時に累積ポイントに応じて株式を支給します。なお、業務執行取締役に対するポイントの付与はROE20%及び配当性向50%の達成を条件とします。

業績連動部分における目標達成を測る指標は、中期経営計画やマテリアリティをふまえて選定するものとし、財務指標だけでなく、非財務指標を取り入れることで、中期経営計画やマテリアリティの達成に向けた適切なインセンティブ報酬となるように留意します。

なお、業務執行取締役に対しては、就任後5年以内に、原則として基本報酬（年額）の1倍以上の当社株式（潜在保有株式数を含めます。）を保有することを推奨するものとします。

社外取締役の株式報酬は、その役割に鑑み、非業績連動の固定型とします。

4. 報酬等の決定プロセス

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬等の妥当性・透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置します。

取締役の個人別の報酬等の決定方針（報酬水準、報酬構成及び業績連動報酬の目標設定等を含みます。）は、指名・報酬委員会での審議を十分に経た上で、取締役会において決定します。

取締役の個人別の報酬額は、当該決定方針に基づき取締役会の一任を受けた代表取締役社長が決定します。具体的には、基本報酬や株式報酬の非業績連動部分については、指名・報酬委員会が個人別の報酬額の原案を作成し、代表取締役社長が決定します。業績連動部分については、指名・報酬委員会において業績連動報酬にかかる各業務執行取締役の評価を審議し、代表取締役社長が指名・報酬委員会の答申を受けた上で、算定式に当てはめて個人別の報酬額を決定するものとします。

5. 報酬等の没収等

重大な会計上の誤りや不正があり、決算の事後修正が取締役会において決議された場合又は取締役の在任期間中に会社と当該取締役の委任契約等に反する重大な違反があったと取締役会が判断した場合には、指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、業績賞与又は株式報酬を受ける権利の全部若しくは一部の没収、又は支給済みの賞与又は株式報酬の全部もしくは一部の返還を求めるか否かについて審議し、その結果を取締役会に答申します。また、取締役が当社の許可なく競合他社に転職した場合、指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、株式報酬の全部若しくは一部の返還を求めるか否かについて審議し、その結果を取締役会に答申します。

取締役会は、指名・報酬委員会の答申結果を踏まえて、賞与又は株式報酬を受ける権利の全部もしくは一部の没収、または支給済みの賞与または株式報酬の全部もしくは一部の返還を当該取締役に請求するか否かにつき決議するものとします。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 事業環境の概況

当連結会計年度における国内経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）による行動制限等の緩和に伴い、社会活動の正常化が進み、緩やかな景気回復の兆しが見られました。しかしながら、住宅業界においては、資材やエネルギー価格の高騰、円安の進行等の影響から、依然として先行き不透明な状況が続いており、世界的なインフレ継続に伴うサプライチェーンへの影響について引き続き注視していく必要があります。

新設住宅着工戸数は、2022年4月～2023年3月累計で前年同期比0.5%の減少と、ほぼ横ばいとなりました。一方、当社グループが主力とする賃貸住宅分野においては、貸家着工戸数が前年同月比25ヶ月連続して増加し、2022年4月～2023年3月累計では前年同期比5.0%の増加となりました。

こうした状況の中、賃貸住宅分野においては、今後も利便性の高い、安心・快適な賃貸建物の需要は引き続き底堅く推移するものと見込まれます。入居需要に基づく健全な賃貸建物経営のノウハウに加え、入居者様の多様化するニーズに応え、環境に配慮した賃貸住宅、災害に強い防災賃貸住宅、ライフスタイルに合わせた賃貸住宅など、サステナブルな付加価値を生み出していく必要があります。

今後も、120万戸を超える管理戸数を活かしたストックビジネスなど、賃貸住宅事業及び周辺事業の更なる強化を図っていくとともに、賃貸住宅事業以外の新しい取り組みも着実に促進させ、収益の最大化を図ってまいります。

② 当社グループの概況

当連結会計年度における当社グループの連結業績は、売上高1兆6,576億26百万円（前期比4.7%増）、営業利益1,000億円（前期比0.4%増）、経常利益1,038億98百万円（前期比0.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益703億61百万円（前期比1.1%増）を計上し、2期連続の増収増益を達成するとともに、計画目標を上回ることができました。

原材料価格やエネルギー価格の高騰が当社事業に大きな影響を与える中、前年を上回る業績を達成することができたのは、ひとえにオーナー様・入居者様・取引先様をはじめとするステークホルダーの皆さまのご支援によるものと感謝申し上げます。

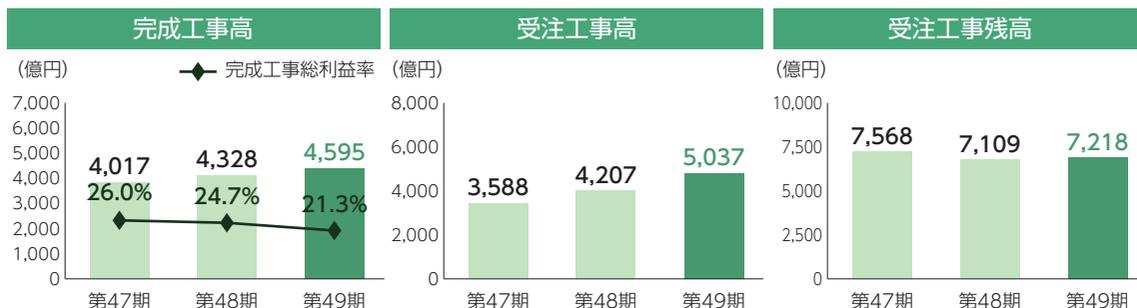


③ セグメント別の経過及びその成果

■ 建設事業

建設事業につきましては、工事が順調に進捗したこと等により、完成工事高が4,595億72百万円（前期比6.2%増）となりました。一方で、完成工事総利益率は、輸入木材をはじめとする資材価格の高騰等の影響により、前期比3.4ポイント低下の21.3%となりました。

また、受注工事高は、5,037億70百万円（前期比19.7%増）となり、2023年3月末の受注工事残高は、7,218億71百万円（前期比1.5%増）となりました。

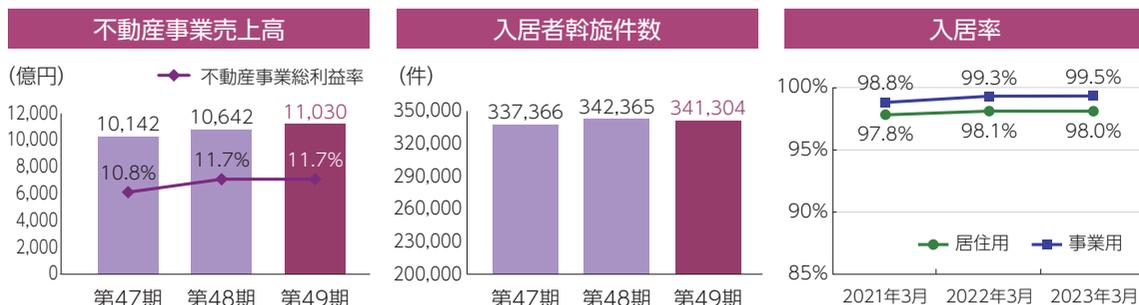


■不動産事業

不動産事業につきましては、「賃貸経営受託システム」による一括借上物件の増加や過去最高水準の入居率を背景に、一括借上を行う大東建託パートナーズ株式会社の家賃収入が増加したこと、「連帯保証人不要サービス」を提供するハウズリー株式会社の収入が拡大したことなどにより、売上高は1兆1,030億2百万円（前期比3.6%増）となりました。

入居者斡旋件数（※1）は、当社管理物件の入居率が高く斡旋可能な空室が少なかったことから、前期比同水準の341,304件（前期比0.3%減）となりました。また、2023年3月の家賃ベース入居率（※2）は、居住用で98.0%（前年同月比0.1ポイント低下）、事業用で99.5%（前年同月比0.2ポイント上昇）となりました。

（※1）大東建託リーシング株式会社、大東建託パートナーズ株式会社の合計件数（他社管理物件を含む）
（※2）家賃ベース入居率 = 1 - (空室物件の借上家賃支払額 / 家賃総額)

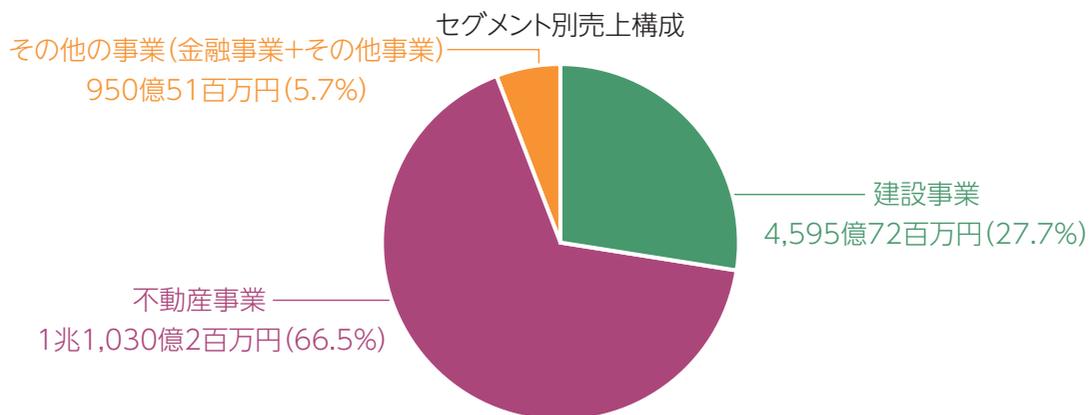


■その他の事業（金融事業+その他事業）

その他の事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束に伴うマレーシアホテルの稼働率の改善、及びガス供給事業における延べ稼働メーター数が増加したこと等により、売上高は950億51百万円（前期比10.6%増）、営業利益は150億88百万円（前期比4.4%増）となりました。



<セグメント別売上高>



| セグメント区分 | | 第48期(ご参考) 売上高(百万円) | 第49期 売上高(百万円) | 前期比増減率(%) |
|---------|-----------|-----------------------|------------------|-----------|
| 建設事業 | 居住用 | 412,877 | 436,918 | 5.8% |
| | 事業用 | 10,088 | 12,062 | 19.6% |
| | その他 | 9,865 | 10,591 | 7.4% |
| | 計 | 432,831 | 459,572 | 6.2% |
| 不動産事業 | 一括借上 | 962,662 | 991,029 | 2.9% |
| | 営繕工事 | 33,271 | 36,862 | 10.8% |
| | 不動産仲介 | 23,633 | 23,337 | △1.3% |
| | 家賃保証事業 | 18,312 | 19,166 | 4.7% |
| | 電力事業 | 7,466 | 8,672 | 16.2% |
| | 賃貸事業 | 6,590 | 6,930 | 5.2% |
| | その他 | 12,294 | 17,002 | 38.3% |
| 計 | 1,064,230 | 1,103,002 | 3.6% | |
| 金融事業 | 計 | 10,040 | 10,777 | 7.3% |
| その他事業 | 計 | 75,901 | 84,274 | 11.0% |
| 合計 | | 1,583,003 | 1,657,626 | 4.7% |

(2) 対処すべき課題

当期は、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束の兆しを見せる中、連結業績において、2期連続の増収増益を達成することができました。一方で、不安定な国際情勢等を背景とした原材料価格やエネルギー価格の高騰、円安の進行など、先行きの不透明な状況は続いております。

建設事業においては、新型コロナウイルスによる営業活動上の制限が緩和されたことや、自社開発物件などの販売チャネルの拡大等により、受注高・完成工事高ともに前期を上回ることができました。しかしながら、輸入木材などの原材料価格の高騰等により、利益確保に向けて厳しい状況は続いております。引き続き、販売チャネルの拡大や営業要員の拡充等により受注促進を図るとともに、施工時期の平準化によるコスト抑制に努めてまいります。

不動産事業においては、管理戸数の増加と入居率も引き続き高水準で推移したことから増益となりました。今後も、高い管理品質や「いい部屋ネット」のブランド力を活かし、高水準の入居率維持に努めるとともに、フランチャイズ事業や不動産売買仲介事業を強化し収益拡大を図ってまいります。

その他の事業においては、コロナ禍の収束に伴い、マレーシアのホテル事業の稼働率が回復したこと、また、ガス供給戸数の拡大が進んだこと等により、増益となりました。今後も社会情勢の変化やエネルギー価格の動向を注視しつつ、シナジーの最大化や新規事業の育成・強化により収益の拡大に取り組んでまいります。

また、当社グループでは、サステナビリティ経営を推進すべく、特に注力すべき7つのマテリアリティ（重要課題）を特定し、取り組みを強化しております。中長期的な企業価値向上のため、業績の拡大のみならず、社会課題への対応をより一層推進し、持続可能な社会の実現を目指してまいります。

【ご参考】 大東建託グループのマテリアリティ（重要課題）

| 経営マテリアリティ | | 事業マテリアリティ | |
|-----------|-----------------------|-----------|-------------------|
| 1. 環境 | 事業活動による気候危機への対応 | 5. 土地・資産 | 土地と資産の最有効利用支援 |
| 2. 社会 | 誰ひとり取り残さない社会への貢献 | 6. 賃貸住宅 | 資産価値向上と社会課題解決の両立 |
| 3. 人材・組織 | 誰もが成長しチャレンジできる企業風土の構築 | 7. 暮らし・生活 | 街の利便性と人の暮らしやすさの向上 |
| 4. 企業統治 | 業界を牽引するガバナンス体制の構築 | | |

セグメント別の施策

■建設事業

建設事業では、営業チャネルの多角化や営業要員の拡充により受注拡大を図るとともに、「不動産流通開発本部」を新設し、自社開発事業などの新たな取り組みを推進してまいります。また、物流施設等の事業用建物への取り組みを強化し、領域拡大を図るとともに、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）などの環境配慮型賃貸住宅への取り組みを積極的に行い、社会的課題の解決に寄与してまいります。

■不動産事業

不動産事業では、蓄積されたデータに基づくマーケティング力と高い入居斡旋力を背景に、高水準の入居率を維持しつつ、入居者様のライフスタイルに合わせた良質な住空間と暮らしのサービスを引き続き提供いたします。また、ITを活用したサービスや、「いい部屋ネット」のフランチャイズ展開、不動産売買仲介事業を促進し、更なる収益の拡大を図ってまいります。

■その他の事業（金融事業＋その他事業）

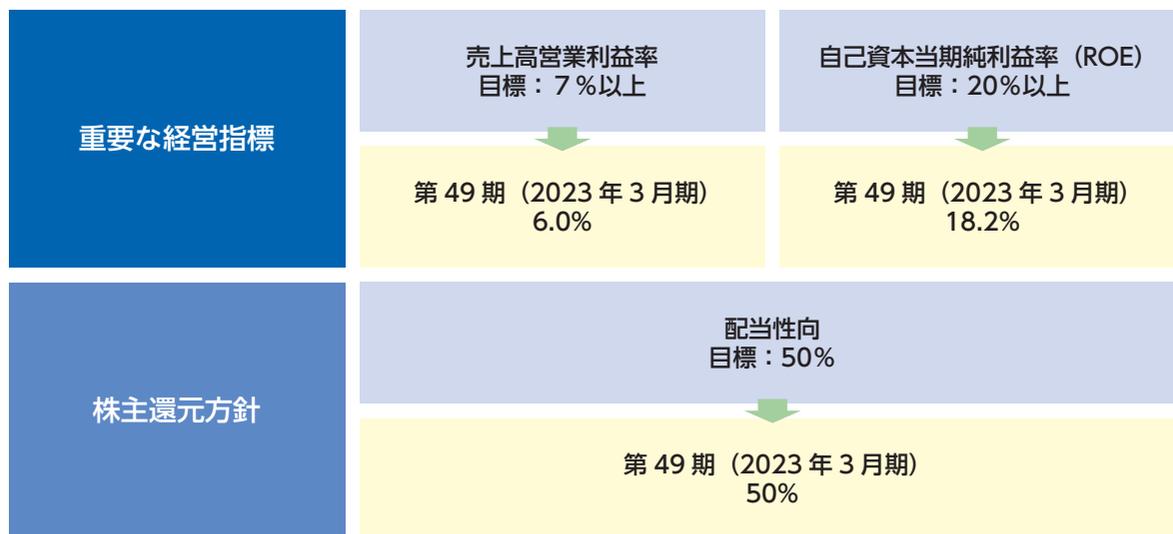
その他の事業では、既存の介護・保育事業やエネルギー事業に加え、投資マンション事業やサービスオフィス事業など、グループ間のシナジーを追求しつつ、当社グループの事業領域拡大に向けた新規事業の育成・強化等にも引き続き取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【ご参考】 当社の資本政策の基本方針

当社は、売上高営業利益率7%以上、自己資本当期純利益率（ROE）20%以上を重要な経営指標として、財務健全性、株主資本効率及び株主還元の最適なバランスを検討することとしております。

また、株主還元方針としては、当社グループの連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に対して、連結配当性向50%を目標としております。



(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は287億87百万円で、その主なものは、基幹システムの刷新に係るもの及び太陽光発電設備の新規設置に係るものであります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化に備え締結していたコミットメントライン契約の期限到来に伴い、引き続き安定的かつ機動的な資金調達手段を確保するとともに、財務基盤のより一層の安定を図ることを目的として、400億円のコミットメントライン契約（期間1年）を締結いたしました。

また、太陽光発電設備の新規設置に係る設備投資を資金使途として、90億円をグリーンローンにより調達いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第46期 2020年3月期 | 第47期 2021年3月期 | 第48期 2022年3月期 | 第49期 2023年3月期 |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売 上 高(百万円) | 1,586,293 | 1,488,915 | 1,583,003 | 1,657,626 |
| 営 業 利 益(百万円) | 127,956 | 86,738 | 99,594 | 100,000 |
| 経 常 利 益(百万円) | 133,028 | 90,607 | 103,671 | 103,898 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) | 90,380 | 62,285 | 69,580 | 70,361 |
| 1株当たり当期純利益 | 1,306円71銭 | 909円31銭 | 1,021円43銭 | 1,031円06銭 |
| 総 資 産 額(百万円) | 880,289 | 919,454 | 1,005,879 | 1,061,909 |
| 純 資 産 額(百万円) | 286,161 | 308,206 | 365,787 | 404,933 |

② 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区 分 | 第46期 2020年3月期 | 第47期 2021年3月期 | 第48期 2022年3月期 | 第49期 2023年3月期 |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売 上 高(百万円) | 553,359 | 404,107 | 437,742 | 470,003 |
| 営 業 利 益(百万円) | 55,474 | 7,688 | 2,873 | 3,859 |
| 経 常 利 益(百万円) | 97,875 | 51,056 | 48,736 | 55,820 |
| 当期純利益(百万円) | 78,464 | 46,767 | 43,005 | 59,219 |
| 1株当たり当期純利益 | 1,134円43銭 | 682円76銭 | 631円32銭 | 867円80銭 |
| 総 資 産 額(百万円) | 583,695 | 597,870 | 669,348 | 686,272 |
| 純 資 産 額(百万円) | 125,430 | 132,058 | 138,085 | 153,913 |

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 所在地 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---------------------------------|--------------------|------------------|--------|--------------------------|
| 大東建託パートナーズ株式会社 | 東京都港区 | 1,000百万円 | 100.0% | 一括借上事業、建物管理、リフォーム事業 |
| 大東建託リーシング株式会社 | 東京都港区 | 100百万円 | 100.0% | 賃貸アパート・マンション等の仲介、不動産事業 |
| 良部屋商务咨询(上海)有限公司 | 中国上海市 | 1,000千 USドル | 100.0% | 賃貸アパート・マンション等の仲介事業 |
| 大東ファイナンス株式会社 | 東京都港区 | 120百万円 | 100.0% | 施主様向け建築請負代金のつなぎ融資等 |
| ハウスコム株式会社 | 東京都港区 | 424百万円 | 51.9% | 賃貸アパート・マンション等の仲介 |
| 大東スチール株式会社 | 静岡県焼津市 | 100百万円 | 100.0% | 鉄工及び建設業 |
| 大東建設株式会社 | 東京都北区 | 400百万円 | 100.0% | 賃貸建物等の設計、施工 |
| ケアパートナー株式会社 | 東京都品川区 | 100百万円 | 100.0% | デイサービスセンター及び保育施設の運営 |
| 株式会社ガスパル | 東京都品川区 | 120百万円 | 100.0% | LPガス供給事業等 |
| 大東コーポレートサービス株式会社 | 東京都品川区 | 100百万円 | 100.0% | 書類発送業務、書類粉碎業務、印刷業務、事務作業等 |
| ハウスリーブ株式会社 | 東京都港区 | 120百万円 | 100.0% | 賃貸建物入居者の保証人受託 |
| 大東みらい信託株式会社 | 東京都港区 | 150百万円 | 100.0% | 不動産管理信託の受託、資産承継コンサルティング等 |
| 少額短期保険ハウスガード株式会社 | 東京都港区 | 250百万円 | 100.0% | 少額短期保険業 |
| ハウスペイメント株式会社 | 東京都港区 | 120百万円 | 100.0% | クレジットカード決済代行 |
| 株式会社インヴァランス | 東京都渋谷区 | 143百万円 | 100.0% | 資産運用型マンション開発・販売業 |
| DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD. | シンガポール ロビンソンロード | 175,709千 USドル | 100.0% | 不動産開発業 |

| 会社名 | 所在地 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|---|--------------------|------------------|--------|-------------------------|
| DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA)SDN.BHD. | マレーシア クアラルンプール市 | 86,529千 リンギット | 100.0% | ホテル事業 |
| DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) II SDN.BHD. | マレーシア クアラルンプール市 | 79,034千 リンギット | 100.0% | ホテル事業 |
| D.T.C. REINSURANCE LIMITED | 英領バミューダ諸島 | 332百万円 | 100.0% | 火災保険の再保険会社 |
| DAITO KENTAKU USA,LLC | アメリカ デラウェア州 | 77,854千 USドル | 100.0% | 不動産開発業 |
| JustCo DK Japan株式会社 | 東京都港区 | 100百万円 | 51.0% | フレキシブル・ワークスペース 事業 |
| ロピクマ株式会社 | 東京都港区 | 100百万円 | 51.0% | 施設予約ポータルサイトの運営 |
| ライジング・フォース株式会社 | 東京都港区 | 50百万円 | 100.0% | 不動産流動化事業、コンサルテ ィング事業 |
| 株式会社セイルポート | 広島県広島市 | 140百万円 | 100.0% | 不動産業者向けシステムの開発、 運営 |

- (注) 1. 上記の出資比率は、間接所有を含む比率であります。
2. 当社は、2022年9月30日付けで、ライジング・フォース株式会社の全株式を取得し、完全子会社化いたしました。なお、同社は2023年4月1日付けで、大東建託アセットソリューション株式会社へ商号変更を行っております。
3. 当社の子会社である大東建託パートナーズ株式会社は、2023年2月17日付けで、株式会社セイルポートの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2022年4月、当社連結子会社において、不適切な会計処理が発見されたため、当社は内部監査室・経理部による社内調査に弁護士・公認会計士などの外部専門家を加えた調査チームを設置し、調査の公平性・中立性を確保しつつ、不適切な会計処理の事案解明のほか、関係者による関与の有無、類似案件・原因分析などの調査を実施しました。

当該調査結果及び、調査チーム、監査役会、会計監査人等からの意見を踏まえ、取締役会において再発防止策を協議・策定し、各施策を推進すべく全社横断チームを立ち上げ、グループ内部統制の強化に取り組んでまいりました。また、進捗状況等については適宜取締役会等にて報告を行い、適切なモニタリングを実施しております。

当事業年度末時点における再発防止策への取り組み状況は以下のとおりであります。

1) 経理部門の体制・統制環境の見直し

- ①当社、大東建託パートナーズ株式会社、大東建託リーシング株式会社のグループ主要3社において、予算管理責任者と経理責任者を分離する規程、および経理社員による事業部門兼任を禁止する規程を定め、予算管理と実績計上での内部牽制を強化する運用を行っております。
- ②引当金の見積り基準及び支払い承認手続に必要な確証を明確化するガイドラインを定め、業務手順の標準化・明確化を図ることで、計上根拠の適正性をより適切に確認・検証できるチェック体制を整え、運用を開始しております。
- ③全グループ経理社員に対して、適正な財務報告に係る研修を年3回実施するとともに、経理社員の行動指針を策定し周知することで、コンプライアンス意識の向上と不正を発生させない風土の醸成に努めました。

2) 役員・その他管理部門等の体制・統制環境の見直し

- ①内部通報制度について、通報者保護を目的とした内部通報担当者への教育・研修を継続して行うとともに、全グループ社員に対し、内部通報制度及び外部通報窓口など、安心して利用可能な制度であることを再周知いたしました。また、代表取締役社長をはじめ各執行責任者自ら、通報者保護を徹底する旨のメッセージを発信し、適正に利用できる組織風土の醸成に努めております。
- ②従前から実施していた支店等への業務監査に加え、子会社を含めた本社部門への監査頻度を高めるべく、グループ監査統括部門を新設し、内部監査やJ-SOX評価の強化と監査人員の拡充を行い、内部監査の実効性向上に向け取り組みを開始しました。また、専任で内部統制を推進するリスク管理統括部門を新設し、更なるグループ内部統制の強化に努めております。
- ③主要3社の経営層に対し、内部統制及び会計に関する定期研修を4回開催し、内部統制や経理業務に対する理解、会計不正の防止に関する知見を深め、経営目線での牽制の実効性向上を図りました。

今後、上記再発防止策のみならず、グループ内部統制全般にかかる取り組みを最重要経営課題の一つと捉え推進していくとともに、その取り組みが形骸化しない統制環境の構築に向け、経営層が中心となって、中長期的に取り組んでまいります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 329,541,100株
 (2) 発行済株式の総数 68,877,295株 (自己株式41,684株を除く。)
 (3) 株主数 20,130名
 (4) 大株主

| 株 主 名 | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--|----------|----------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 10,301 | 14.96 |
| SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT | 4,644 | 6.74 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 3,751 | 5.45 |
| 光通信株式会社 | 3,480 | 5.05 |
| 大東建託協力会持株会 | 1,680 | 2.44 |
| 住友不動産株式会社 | 1,606 | 2.33 |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 | 1,404 | 2.04 |
| BNYMSANV AS AGENT / CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1 | 1,285 | 1.87 |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST | 1,231 | 1.79 |
| 大東建託従業員持株会 | 1,134 | 1.65 |

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (41千株) を控除して計算しております。

2. 当社は、自己株式41千株を保有しております。自己株式には、従業員持株ESOP信託が所有する478千株、株式給付信託が所有する373千株、及び役員報酬BIP信託が所有する99千株は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

| 区分 | 株式数 | 交付対象者数 |
|----------------|---------|--------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 13,872株 | 7名 |

(注) 交付株式の一部はBIP信託内で金銭換価し、換価処分相当額を給付しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|------------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 小 林 克 満 | 当社ガバナンス委員会委員 当社指名・報酬委員会委員 |
| 常 務 取 締 役 | 川 合 秀 司 | 経営管理本部長兼関連事業本部長 |
| 常 務 取 締 役 | 竹 内 啓 | 建築事業本部長 |
| 常 務 取 締 役 | 佐 藤 功 次 | 不動産事業本部長 兼大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長 |
| 取 締 役 | 内 田 寛 逸 | 関連事業本部長 介護・保育事業、海外事業担当 |
| 取 締 役 | 舘 正 文 | 設計統括部長 |
| 取 締 役 | 守 義 浩 | 大東建託リーシング株式会社代表取締役社長 |
| 取 締 役 (社外) | 山 口 利 昭 | 当社ガバナンス委員会委員長 当社指名・報酬委員会委員長 山口利昭法律事務所代表弁護士 日本ガバナンス研究会理事 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事 大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役 |
| 取 締 役 (社外) | 佐々木 摩 美 | 当社ガバナンス委員会委員 当社指名・報酬委員会委員 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社社外取締役監査等委員 |
| 取 締 役 (社外) | 庄 田 隆 | 当社ガバナンス委員会委員 当社指名・報酬委員会委員 UBE株式会社社外取締役監査等委員 株式会社理研鼎業社外取締役 |
| 取 締 役 (社外) | 入 谷 淳 | 当社ガバナンス委員会委員 当社指名・報酬委員会委員 長島・大野・常松法律事務所 アカルタスホールディングス株式会社社外取締役監査等委員 トレノケートホールディングス株式会社社外監査役 |

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-----------|------|--|
| 常勤監査役（社外） | 鵜野正康 | 当社ガバナンス委員会委員 |
| 監査役（社外） | 松下正 | 当社ガバナンス委員会委員 株式会社サイプレス社外取締役 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園副学長統括弁護士 株式会社手原産業倉庫社外監査役 株式会社アジラ社外監査役 |
| 監査役（社外） | 小林憲司 | 当社ガバナンス委員会委員 小林憲司公認会計士事務所代表 ビバルコ・ジャパン株式会社共同代表取締役 ホテルマネージメントインターナショナル株式会社社外監査役 |

- (注) 1. 山口利昭、佐々木摩美、庄田隆及び入谷淳の各氏は、社外取締役であります。
2. 鵜野正康、松下正及び小林憲司の各氏は、社外監査役であります。
3. 監査役鵜野正康及び小林憲司の両氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 当社は、取締役山口利昭、佐々木摩美、庄田隆及び入谷淳、並びに監査役鵜野正康、松下正及び小林憲司の各氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の状況の異動は以下のとおりであります。(2023年4月1日現在で異動した取締役のみ表示しております。)

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|------|---|
| 代表取締役 | 竹内啓 | 建築事業本部長 当社ガバナンス委員会委員 当社指名・報酬委員会委員 |
| 取締役 | 守義浩 | 不動産事業本部長 兼大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長 |
| 取締役 | 内田寛逸 | 関連事業本部長 |
| 取締役 | 川合秀司 | 監査等委員会準備室長 |
| 取締役 | 小林克満 | — |
| 取締役 | 佐藤功次 | — |

(参考) 2023年4月1日現在の執行役員の氏名及び担当は以下のとおりであります。

| 地 位 | 氏 名 | 担 当 |
|--------|-----------|------------------------------------|
| 社長執行役員 | 竹 内 啓 | 建築事業本部長 |
| 常務執行役員 | 守 義 浩 | 不動産事業本部長 兼大東建託パートナーズ株式会社代表取締役社長 |
| 上席執行役員 | 舘 正 文 | 設計統括部長 |
| 上席執行役員 | 岡 本 司 | グループ財務経理部長 |
| 上席執行役員 | 天 野 豊 | 不動産流通開発本部長 |
| 上席執行役員 | 田 中 良 昌 | 業務本部長 |
| 上席執行役員 | 内 田 寛 逸 | 関連事業本部長 |
| 上席執行役員 | 川 原 栄 司 | 大東建託リーシング株式会社代表取締役社長 |
| 上席執行役員 | 松 藤 潤 | 中日本建築事業本部長 |
| 上席執行役員 | 白 崎 武 | 東日本建築事業本部長 |
| 上席執行役員 | 岡 本 栄 司 | 西日本建築事業本部長 |
| 執行役員 | 鈴 木 崇 之 | 東海建築事業部長 |
| 執行役員 | 山 田 昭 司 | 中京建築事業部長 |
| 執行役員 | 小 石 川 正 幸 | 営業統括部長 |
| 執行役員 | 中 村 浩 一 | 東日本建築事業本部部長 |
| 執行役員 | 柴 田 哲 也 | 大東建託リーシング株式会社常務取締役 |
| 執行役員 | 泉 和 宏 | 工事統括部長 |
| 執行役員 | 竹 中 郁 裕 | 中日本建築事業本部部長 |
| 執行役員 | 野 中 公 一 | リスク管理統括部長 |
| 執行役員 | 松 川 泰 三 | 大東建託パートナーズ株式会社常務取締役 |
| 執行役員 | 有 松 由 紀 子 | 大東建託リーシング株式会社取締役 |
| 執行役員 | 北 原 誠 一 郎 | 大東建託リーシング株式会社取締役 |
| 執行役員 | 角 谷 聖 司 | 北九州・沖縄建築事業部長 |
| 執行役員 | 田 中 等 | 西日本建築事業本部部長 |
| 執行役員 | 松 本 與 喜 | 大東建託パートナーズ株式会社常務取締役 |
| 執行役員 | 高 橋 由 崇 | 株式会社インヴァランス代表取締役社長 |
| 執行役員 | 中 島 将 元 | グループ監査統括部長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と責任限定契約を締結しております。その契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、小林克満氏、川合秀司氏、竹内啓氏、佐藤功次氏、内田寛逸氏、館正文氏、守義浩氏、山口利昭氏、佐々木摩美氏、庄田隆氏、入谷淳氏、鶴野正康氏、松下正氏及び小林憲司氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、各氏がその職務を行うにつき悪意又は重過失があった場合については、当社は補償をしないこと等を定めております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2018年6月18日開催の取締役会において現在の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を決議し、2021年4月23日開催の取締役会において、当該決定方針について確認の再決議をしております。当該方針は、指名・報酬委員会への答申を経たうえで取締役会で決定しております。

取締役の報酬決定にあたっては、株主との利害の共有及び持続的な企業価値の向上を目的とし、健全なインセンティブが働く「業績連動重視型」を基本方針としています。この基本方針に基づき、取締役の報酬は固定報酬である基本報酬、及び業績連動報酬である賞与・株式報酬で構成しており、中長期的には、業績目標の達成率が100%である場合に基本報酬：賞与：株式報酬の割合が1：2～3：2～3となるよう報酬構成を設計しております。

当事業年度に係る取締役の報酬については、指名・報酬委員会が中心となり実施する取締役相互評価の結果をもとに、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を実施したうえで原案を作成しているため、取締役会においてもその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

a. 取締役の報酬について

取締役の金銭報酬は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において、年額10億円以内（うち、社外取締役5千万円以内）とする固定枠と当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に1.5%を乗じた額以内と定めた変動枠（ただし、10億円を上限とし、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）が200億円以下の場合は支給しない。）との合計額（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会決議時の取締役の員数は10名（うち社外取締役は1名）です。

また、上記金銭報酬とは別枠で、取締役の株式報酬は、2019年6月25日開催の当社第45期定時株主総会において、3年間の対象期間中に取締役に付与されるポイント数（株式数）で210,000ポイント未満（ただし、ROE20%未満及び配当性向50%未満の場合は付与しない。）、もしくはBIP信託へ拠出される金員で19億円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会決議時の取締役の員数は11名（うち社外取締役は3名）です。

b. 監査役の報酬について

監査役の金銭報酬は、2007年6月27日開催の当社第33期定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会決議時の監査役の員数は4名（うち社外監査役は4名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2022年6月28日開催の取締役会にて、代表取締役社長である小林克満に取締役の個人別の報酬額の内容の決定を委任する旨の決議をしています。

その権限の内容は、取締役相互評価結果及び、指名・報酬委員会へ諮問し答申を得た取締役の個人別の評価の最終承認であり、これらの評価結果により各取締役の基本報酬の額、賞与の額、及び株式報酬の割り当て数を決定しております。

上記の権限を委任した理由は、当社全体の業績及び各取締役の業務執行の評価を行うのに、代表取締役が最も適しているからであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、取締役の個人別の評価及び報酬原案を指名・報酬委員会へ諮問し、答申を得ております。

④取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支給人員 | 固定報酬 | | 業績連動報酬 | | 支給総額 |
|---------------|-------------|--------------------|-----------------|------------|---------------|--------------------|
| | | 基本報酬 | 賞 与 | 非金銭報酬 | | |
| | | | | 株式報酬 | ストック オプション | |
| 社内取締役 | 7名 | 363百万円 | 108百万円 | － | 2百万円 | 475百万円 |
| 社外取締役 | 4名 | 48百万円 | － | － | － | 48百万円 |
| 社外監査役 | 3名 | 62百万円 | － | － | － | 62百万円 |
| 合 計 (うち社外) | 14名 (7名) | 474百万円 (110百万円) | 108百万円 (ー) | － (ー) | 2百万円 (ー) | 586百万円 (110百万円) |

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
 2. 上記のストックオプションの金額は、2018年度に終了したストックオプション制度に係る当
 事業年度中の費用計上額です。2019年度以降、新規の割り当ては行っていません。
 3. 当事業年度末現在の人員数は、取締役11名及び監査役3名であります。

⑤取締役の報酬等の内容

a. 基本報酬 (固定枠)

基本報酬は、企業業績、関連する他社の報酬、従業員の昇給率、勤続年数といった定量的な要素に加え、各取締役の経営能力、功績、貢献度等の定性的な要素も考慮して決定しております。

b. 賞与 (短期業績連動報酬)

賞与については、株主と利害を共有するため、当事業年度の連結当期純利益（親会社株主に帰属する当期純利益）に取締役会で定めた一定の比率（1.5%）を乗じたうえで、当社グループのコア事業である建設事業及び不動産事業に係る業績指標の実績に応じて、規定のテーブルをもとに取締役の賞与総額を算出し、各取締役の当期の功績、貢献度等を勘案して各取締役の賞与支給額を決定しております。ただし、社外取締役には支給いたしません。これらの指標は、取締役と従業員との業績目標の共有を図るため、従業員賞与の算定に用いる指標と共通の指標としています。賞与の総額は上限額10億円とし、当事業年度の連結当期純利益が200億円以下の場合は支給いたしません。なお、当事業年度における連結当期純利益は703億円、業績指標の達成率は90%でした。

c. 株式報酬（中長期業績連動報酬・非金銭報酬）

2019年6月25日開催の第45期定時株主総会における決議に基づき、当社業績及び株主価値との連動制をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めるとともに株主との利害共有を強化することを目的に、従来の株式報酬型ストックオプション制度に代わる中長期業績連動型の株式報酬制度を導入しております。

2019年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度、及び以降の各3事業年度（以下「対象期間」という）を対象とし、対象期間ごとに合計19億円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の信託（BIP信託）を設定します。当社は信託期間中、取締役に対するポイントの付与を行います。対象期間である3事業年度を対象として取締役に対するポイント数（当社株式数）の上限は210,000ポイント（210,000株）とし、ポイント付与にはROE20%及び配当性向50%の達成を条件とします。

本制度は業績連動部分と非業績連動部分から構成されます。業績連動部分は役位を基準として定められたポイントを毎年付与したうえで、対象期間終了後に当社の業績目標等（2022年に設定する制度では連結営業利益成長率を採用）に応じて0%～150%を乗じます。非業績連動部分は、役位を基準としたポイントを毎年付与します。

業績連動部分は対象期間終了後、非業績連動部分は取締役の退任時、信託は取締役に対してポイント数に応じて当社株式等の交付及び換価処分金相当額の給付を行います。

当社は、信託の信託期間満了時において、新たな信託を設定し、又は信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施いたします（当該信託契約の変更及び追加信託がされた場合には、信託の設定がされたものと同様に扱う）。信託契約の変更により、本制度を継続的に実施する場合、信託期間を3年間延長し、信託期間の延長以降の3事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、合計19億円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に対するポイントの付与を継続し、信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式等で交付等が未了であるものを除く）及び金銭があるときは、これらの金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、19億円の範囲内とします。

⑥監査役報酬等の内容

監査役報酬は、株主総会で承認された監査役報酬総額の範囲内において、その分配を監査役協議により決定しております。

(参考) 取締役の報酬等の体系

| 報酬の種類 | | 内容 | 固定/変動 | 報酬限度額/条件 |
|-------|-------|---|-------|--|
| 基本報酬 | | 企業業績、従業員の昇給率、勤続年数、業界他社の報酬、貢献度などを考慮して決定。 | 固定 | 〈上限〉：総額10億円/年 (うち社外取締役5,000万円以内) |
| 賞与 | | 連結当期純利益に1.5%を乗じ、業績指標の実績に応じて規程のテーブルから総額を算出。 各取締役の単年度の貢献度などを考慮して個別の支給額を決定。 | 変動 | 〈上限〉：総額10億円/年 (社外取締役は対象外) 〈条件〉：連結当期純利益200億円超 かつ 一定の業績達成 |
| 株式報酬 | 業績非連動 | 役位を基準として決定。 取締役退任時に給付。 | 固定 | 〈上限〉：拠出総額19億円/3年 かつ 普通株式の総数21万株/3年 |
| | 業績連動 | 役位を基準とし、3年間の業績目標などの達成度に応じて0~150%を乗じて決定。対象期間(3事業年度)終了後に給付。 | 変動 | 〈条件〉：ROE20%以上 かつ 配当性向50%以上 |

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社との関係

a. 社外取締役

| 氏名 | 重要な兼職先及び兼職の内容 | 重要な兼職先と当社との関係 |
|---------|-----------------------------------|---|
| 山口利昭 | 山口利昭法律事務所代表弁護士 | 当社は、山口氏が代表を務める山口利昭法律事務所と、2022年6月～8月にかけて、不適切会計事案に係る社内調査業務に関して取引を行いました。 |
| | 日本ガバナンス研究学会理事 | |
| | 特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク理事 | |
| | 大阪市高速電気軌道株式会社社外監査役 | |
| 佐々木 摩 美 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社社外取締役監査等委員 | 取引関係はありません。 |
| 庄 田 隆 | UBE株式会社社外取締役監査等委員 | いずれも取引関係はありません。 |
| | 株式会社理研鼎業社外取締役 | |
| 入 谷 淳 | 長島・大野・常松法律事務所 | いずれも取引関係はありません。 |
| | アカルタスホールディングス株式会社社外取締役監査等委員 | |
| | トレノケートホールディングス株式会社社外監査役 | |

b. 社外監査役

| 氏名 | 重要な兼職先及び兼職の内容 | 重要な兼職先と当社との関係 |
|--------|-----------------------------|-----------------|
| 鵜野正康 | 該当はありません。 | — |
| 松下 正 | 株式会社サイプレス社外取締役 | いずれも取引関係はありません。 |
| | 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園副学長統括弁護士 | |
| | 株式会社手原産業倉庫社外監査役 | |
| | 株式会社アジラ社外監査役 | |
| 小林 憲 司 | 小林憲司公認会計士事務所代表 | いずれも取引関係はありません。 |
| | ビバルコ・ジャパン株式会社共同代表取締役 | |
| | ホテルマネジメントインターナショナル株式会社社外監査役 | |

② 当事業年度における主な活動状況

a. 社外取締役

| 氏名 | 取締役会への出席状況 (出席率) | 主な活動状況及び 期待される役割に関して行った職務の概要 |
|--------|---------------------|---|
| 山口 利昭 | 14回中14回 (100%) | <p>取締役会では、企業法務やリスクマネジメント、コーポレート・ガバナンスに精通した弁護士として高い専門性と豊富な経験を活かして各議案に対し課題を指摘し、積極的に意見を述べ、経営上の意思決定の妥当性を判断しています。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員長として、業務執行取締役の相互評価における評価結果集計や個別ヒアリングを行い、業務執行取締役の相互評価の中心的な役割を果たすとともに、ガバナンス委員会の委員長として、高い専門性に基づく助言や客観的な目線での経営の監督等を実践し、期待する役割を果たしております。</p> |
| 佐々木 摩美 | 14回中14回 (100%) | <p>取締役会では、グローバルな金融ビジネスにおける組織のマネジメントにより培った豊富な経験や知識を活かし、女性の視点や投資家目線で各議案に対し課題を指摘し、積極的に意見を述べ、経営上の意思決定の妥当性を判断しています。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価に携わるほか、ガバナンス委員会の委員として、ファイナンスの観点から意見を述べるなど、重要な意思決定や経営の監督等において期待する役割を果たしております。</p> |
| 庄田 隆 | 14回中14回 (100%) | <p>取締役会では、グローバルな事業展開を行う企業の経営者としての長年の活躍による豊富な経験や知識、及び企業経営者としてのCSR活動への積極的な取り組みに基づく豊富な知見を活かして各議案に対し課題を指摘し、積極的に意見を述べ、経営上の意思決定の妥当性を判断しています。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価に携わるほか、ガバナンス委員会の委員として、中期経営計画の進捗や組織体制案等に対し、企業経営者の視点から意見を述べるなど、重要な意思決定や経営の監督等において期待する役割を果たしております。</p> |
| 入谷 淳 | 14回中14回 (100%) | <p>取締役会では、弁護士や公認会計士として培った法務・コンプライアンスに関する豊富な経験や知識を活かし、コンプライアンスやリスク管理の観点から各議案に対し課題を指摘し、積極的に意見を述べ、経営上の意思決定の妥当性を判断しています。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、業務執行取締役の相互評価に携わるほか、ガバナンス委員会の委員として、コンプライアンスやリスク管理の観点から意見を述べるなど、重要な意思決定や経営の監督等において期待する役割を果たしております。</p> |

b. 社外監査役

| 氏名 | 取締役会への出席状況 (出席率) | 監査役会への出席状況 (出席率) | 主な活動状況 |
|------|---------------------|---------------------|--|
| 鵜野正康 | 14回中13回 (92.8%) | 12回中12回 (100%) | <p>取締役会では、公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を活かして、業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、監査方針等に関して意見交換しています。</p> <p>このほかに、業務執行に関する重要な会議やリスクマネジメント委員会に出席するほか、主要な事業所等の監査を実施しております。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、コーポレート・ガバナンスに関する重要な審議において適宜意見を述べています。</p> |
| 松下正 | 14回中14回 (100%) | 12回中12回 (100%) | <p>取締役会では、弁護士としての企業法務や財務に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を活かして、業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。</p> <p>このほかに、業務執行に関する重要な会議やリスクマネジメント委員会に出席するほか、主要な事業所等の監査を実施しております。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、コーポレート・ガバナンスに関する重要な審議において適宜意見を述べています。</p> |
| 小林憲司 | 14回中14回 (100%) | 12回中12回 (100%) | <p>取締役会では、公認会計士としての財務・会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を活かして、業務執行に対する意見を述べています。</p> <p>監査役会では、監査状況の報告を受けるとともに、監査方針に関して意見交換しています。</p> <p>また、ガバナンス委員会の委員として、コーポレート・ガバナンスに関する重要な審議において適宜意見を述べています。</p> |

③ 社外役員の親族関係

当社の社外役員には、当社の子会社、関連会社及び主要な取引先である者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族、その他これに準ずる者はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

| | 支払額 |
|---------------------------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 183百万円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 208百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、良部屋商務諮詢（上海）有限公司、ハウスコム株式会社、DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE.LTD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) SDN.BHD.、DAITO ASIA DEVELOPMENT (MALAYSIA) II SDN.BHD.、D.T.C. REINSURANCE LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬額の見積りの算出根拠などを確認し、検討いたしました。

その結果、適正な監査を実施するために、本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

(備考) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
|-----------------|-----------------------------|------------------------|--------------------|-----------------------------|------------------------|
| 科目 | 第48期(ご参考) (2022年3月31日現在) | 第49期 (2023年3月31日現在) | 科目 | 第48期(ご参考) (2022年3月31日現在) | 第49期 (2023年3月31日現在) |
| 流動資産 | 588,487 | 619,976 | 流動負債 | 311,938 | 310,439 |
| 現金預金 | 259,134 | 267,133 | 工事未払金 | 36,479 | 50,141 |
| 金銭の信託 | 12,500 | 11,500 | 短期借入金 | — | 1,026 |
| 完成工事未収入金等 | 54,610 | 58,154 | 1年内償還予定の社債 | 80 | 50 |
| 有価証券 | 3,101 | 3,999 | 1年内返済予定の長期借入金 | 13,008 | 11,558 |
| 販売用不動産 | 6,780 | 27,439 | リース債務 | 169 | 310 |
| 未成工事支出金 | 13,660 | 13,712 | 未払法人税等 | 22,903 | 19,638 |
| 棚卸不動産 | 15,358 | 11,166 | 未成工事受入金 | 39,466 | 41,772 |
| その他の棚卸資産 | 8,586 | 11,957 | 前受金 | 119,761 | 116,610 |
| 前払費用 | 72,347 | 74,267 | 賞与引当金 | 25,218 | 15,906 |
| 営業貸付金 | 113,329 | 106,970 | 完成工事補償引当金 | 1,376 | 1,251 |
| その他 | 29,863 | 34,363 | 工事損失引当金 | — | 793 |
| 貸倒引当金 | △785 | △688 | 預り金 | 9,071 | 8,502 |
| 固定資産 | 417,392 | 441,932 | その他 | 44,402 | 42,878 |
| 有形固定資産 | 177,627 | 191,382 | 固定負債 | 328,152 | 346,537 |
| 建物・構築物 | 60,392 | 61,894 | 社債 | 11,050 | 11,000 |
| 機械・装置 | 36,320 | 48,286 | 長期借入金 | 70,582 | 67,318 |
| 工具器具・備品 | 2,057 | 1,753 | リース債務 | 388 | 611 |
| 土地 | 76,979 | 78,013 | 繰延税金負債 | 446 | 428 |
| リース資産 | 640 | 947 | 一括借上修繕引当金 | 187,469 | 207,185 |
| その他 | 1,237 | 486 | 退職給付に係る負債 | 15,471 | 17,636 |
| 無形固定資産 | 36,505 | 34,579 | 長期預り保証金 | 31,306 | 30,807 |
| のれん | 11,337 | 11,356 | その他 | 11,437 | 11,548 |
| その他 | 25,168 | 23,223 | 負債合計 | 640,091 | 656,976 |
| 投資その他の資産 | 203,258 | 215,971 | 純資産の部 | | |
| 投資有価証券 | 47,155 | 50,409 | 株主資本 | 369,882 | 405,439 |
| 劣後債及び劣後信託受益権 | 6,915 | 5,119 | 資本金 | 29,060 | 29,060 |
| 繰延税金資産 | 95,104 | 100,109 | 資本剰余金 | 34,540 | 34,540 |
| その他 | 60,129 | 66,965 | 利益剰余金 | 319,133 | 352,811 |
| 貸倒引当金 | △6,045 | △6,632 | 自己株式 | △12,852 | △10,973 |
| 資産合計 | 1,005,879 | 1,061,909 | その他の包括利益累計額 | △8,424 | △4,090 |
| | | | その他有価証券評価差額金 | 2,825 | 2,309 |
| | | | 繰延ヘッジ損益 | 127 | △156 |
| | | | 土地再評価差額金 | △7,584 | △7,584 |
| | | | 為替換算調整勘定 | △1,737 | 4,298 |
| | | | 退職給付に係る調整累計額 | △2,054 | △2,957 |
| | | | 新株予約権 | 322 | 180 |
| | | | 非支配株主持分 | 4,007 | 3,403 |
| | | | 純資産合計 | 365,787 | 404,933 |
| | | | 負債・純資産合計 | 1,005,879 | 1,061,909 |

連結損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 第48期(ご参考) (2021年4月1日から2022年3月31日まで) | | 第49期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) | |
|------------------------|--|----------------|-----------------------------------|----------------|
| | 売 上 高 | | | |
| 完成工事高 | 432,831 | | 459,572 | |
| 不動産事業売上高 | 1,064,230 | | 1,103,002 | |
| その他の事業売上高 | 85,941 | 1,583,003 | 95,051 | 1,657,626 |
| 売 上 原 価 | | | | |
| 完成工事原価 | 325,849 | | 361,531 | |
| 不動産事業売上原価 | 940,146 | | 974,455 | |
| その他の事業売上原価 | 56,865 | 1,322,860 | 63,190 | 1,399,178 |
| 売上総利益 | | | | |
| 完成工事総利益 | 106,982 | | 98,040 | |
| 不動産事業総利益 | 124,084 | | 128,546 | |
| その他の事業総利益 | 29,076 | 260,142 | 31,860 | 258,448 |
| 販売費及び一般管理費 | | 160,548 | | 158,447 |
| 営業利益 | | 99,594 | | 100,000 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | 313 | | 475 | |
| 受取配当金 | 422 | | 406 | |
| 受取手数料 | 2,709 | | 3,039 | |
| 持分法による投資利益 | 623 | | 357 | |
| 雑収入 | 1,761 | 5,829 | 2,711 | 6,989 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | 433 | | 428 | |
| 支払手数料 | 666 | | 487 | |
| 為替差損 | 164 | | 762 | |
| 雑支出 | 487 | 1,752 | 1,413 | 3,092 |
| 経常利益 | | 103,671 | | 103,898 |
| 特別利益 | | | | |
| 固定資産売却益 | 49 | | 212 | |
| 投資有価証券売却益 | 1 | | 15 | |
| 関係会社株式売却益 | 10 | 61 | — | 228 |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除売却損 | 327 | | 492 | |
| 減損損失 | 183 | | 1,795 | |
| 災害による損失 | 4 | 515 | 2 | 2,290 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 103,217 | | 101,836 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 42,110 | | 36,314 | |
| 法人税等調整額 | △8,450 | 33,660 | △4,263 | 32,051 |
| 当期純利益 | | 69,557 | | 69,785 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 (△) | | △22 | | △575 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 69,580 | | 70,361 |

貸借対照表

(単位：百万円)

| 資産の部 | | | 負債の部 | | |
|-----------------|-----------------------------|------------------------|-----------------|-----------------------------|------------------------|
| 科目 | 第48期(ご参考) (2022年3月31日現在) | 第49期 (2023年3月31日現在) | 科目 | 第48期(ご参考) (2022年3月31日現在) | 第49期 (2023年3月31日現在) |
| 流動資産 | 394,286 | 409,777 | 流動負債 | 436,804 | 435,624 |
| 現金預金 | 184,187 | 189,441 | 工事未払金 | 30,522 | 39,496 |
| 完成工事未収入金 | 37,858 | 36,308 | 1年内返済予定の長期借入金 | 11,900 | 11,200 |
| 有価証券 | 3,101 | 3,999 | リース債務 | 35 | 28 |
| 販売用不動産 | 995 | 12,581 | 未払金 | 20,821 | 16,767 |
| 未成工事支出金 | 13,022 | 12,163 | 未払法人税等 | 1,645 | 1,277 |
| 棚卸不動産 | 15,358 | 11,166 | 未払消費税等 | 3,792 | 2,709 |
| 原材料及び貯蔵品 | 7,317 | 9,750 | 未成工事受入金 | 38,934 | 40,497 |
| 関係会社短期貸付金 | 116,260 | 113,970 | 前受金 | 21,783 | 16,393 |
| 前払費用 | 668 | 672 | 預り金 | 292,200 | 295,432 |
| 未収入金 | 9,901 | 14,331 | 賞与引当金 | 12,764 | 8,443 |
| 立替金 | 3,891 | 4,069 | 完成工事補償引当金 | 1,311 | 1,188 |
| その他 | 2,506 | 2,005 | 工事損失引当金 | - | 793 |
| 貸倒引当金 | △781 | △684 | その他 | 1,091 | 1,395 |
| 固定資産 | 275,062 | 276,495 | 固定負債 | 94,458 | 96,734 |
| 有形固定資産 | 34,667 | 84,011 | 社債 | 11,000 | 11,000 |
| 建物 | 8,106 | 18,574 | 長期借入金 | 69,250 | 66,025 |
| 構築物 | 252 | 557 | リース債務 | 45 | 46 |
| 機械・装置 | 29 | 17 | 退職給付引当金 | 8,168 | 8,947 |
| 工具器具・備品 | 538 | 390 | その他 | 5,994 | 10,715 |
| 土地 | 25,436 | 64,345 | 負債合計 | 531,263 | 532,359 |
| リース資産 | 73 | 67 | 純資産の部 | | |
| 建設仮勘定 | 230 | 58 | 株主資本 | 135,526 | 159,949 |
| 無形固定資産 | 19,005 | 16,527 | 資本金 | 29,060 | 29,060 |
| ソフトウェア | 8,512 | 10,033 | 資本剰余金 | 34,540 | 34,540 |
| ソフトウェア仮勘定 | 10,334 | 6,334 | 資本準備金 | 34,540 | 34,540 |
| その他 | 158 | 159 | その他資本剰余金 | 0 | - |
| 投資その他の資産 | 221,388 | 175,956 | 利益剰余金 | 84,776 | 107,320 |
| 投資有価証券 | 25,271 | 27,828 | 利益準備金 | 7,265 | 7,265 |
| 劣後債及び劣後信託受益権 | 6,915 | 5,119 | その他利益剰余金 | 77,511 | 100,055 |
| 関係会社株式 | 137,260 | 86,531 | 繰越利益剰余金 | 77,511 | 100,055 |
| 関係会社長期貸付金 | 608 | 1,355 | 自己株式 | △12,852 | △10,973 |
| 繰延税金資産 | 13,459 | 12,431 | 評価・換算差額等 | 2,267 | △6,184 |
| 差入保証金 | 8,485 | 8,575 | その他有価証券評価差額金 | 2,350 | 1,556 |
| その他 | 29,827 | 34,845 | 繰延ヘッジ損益 | 127 | △156 |
| 貸倒引当金 | △440 | △731 | 土地再評価差額金 | △209 | △7,584 |
| 資産合計 | 669,348 | 686,272 | 新株予約権 | 291 | 148 |
| | | | 純資産合計 | 138,085 | 153,913 |
| | | | 負債・純資産合計 | 669,348 | 686,272 |

損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 第48期(ご参考) (2021年4月1日から2022年3月31日まで) | | 第49期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) | |
|-----------------|--|----------------|-----------------------------------|----------------|
| | | | | |
| 売 上 高 | | | | |
| 完成工事高 | 434,458 | | 462,695 | |
| 不動産事業等売上高 | 3,284 | 437,742 | 7,308 | 470,003 |
| 売 上 原 価 | | | | |
| 完成工事原価 | 328,697 | | 365,615 | |
| 不動産事業等売上原価 | 1,412 | 330,110 | 3,412 | 369,028 |
| 売上総利益 | | | | |
| 完成工事総利益 | 105,760 | | 97,079 | |
| 不動産事業等総利益 | 1,871 | 107,631 | 3,896 | 100,975 |
| 販売費及び一般管理費 | | 104,758 | | 97,116 |
| 営業利益 | | 2,873 | | 3,859 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | 542 | | 560 | |
| 有価証券利息 | 241 | | 237 | |
| 受取配当金 | 40,646 | | 47,634 | |
| 受取手数料 | 2,319 | | 2,511 | |
| 雑収入 | 2,945 | 46,695 | 3,056 | 54,000 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | 345 | | 311 | |
| 社債利息 | 16 | | 50 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 11 | | 264 | |
| 支払手数料 | 155 | | 487 | |
| 雑支出 | 302 | 831 | 924 | 2,038 |
| 経常利益 | | 48,736 | | 55,820 |
| 特別利益 | | | | |
| 固定資産売却益 | 5 | | 173 | |
| 投資有価証券売却益 | 1 | | 15 | |
| 関係会社株式売却益 | 10 | | — | |
| 抱合せ株式消滅差益 | — | 16 | 8,035 | 8,224 |
| 特別損失 | | | | |
| 固定資産除売却損 | 78 | | 14 | |
| 投資有価証券評価損 | — | | 815 | |
| 災害による損失 | 0 | | — | |
| 減損損失 | — | 79 | 609 | 1,439 |
| 税引前当期純利益 | | 48,674 | | 62,606 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,980 | | 1,882 | |
| 法人税等調整額 | 688 | 5,668 | 1,504 | 3,386 |
| 当期純利益 | | 43,005 | | 59,219 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

大東建託株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川政人
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 吉田雅彦
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 海上大介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大東建託株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東建託株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

大東建託株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中川 政人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 雅彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 海上 大介
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大東建託株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所に関する業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、事業報告1. 企業集団の現況に関する事項、(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項に記載のとおり、2022年4月、当社連結子会社において不適切な会計処理が発見されたため、外部専門家を加えた調査チームを設置し不適切な会計処理の事案解明などの調査が実施されました。監査役会は、調査状況について取締役会等から随時報告を受けるとともに内部統制強化策を含めてモニタリングしてまいりました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、前述の事業報告に記載の不適切な会計処理に関しては、調査結果の追加報告等を検証した結果、取締役の職務の執行における善管注意義務違反等は認められませんでした。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。ただし、②で記載の不適切な会計処理については、再発防止策の実施状況を確認してまいりました。また、監査役会は、グループ内部統制強化策の実施状況について引き続きモニタリングしてまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

大東建託株式会社 監査役会

常勤監査役 鷓野正康 ㊟

監査役 松下正 ㊟

監査役 小林憲司 ㊟

(注) 当社監査役は全員社外監査役であります。

以上

株主総会 会場ご案内図

会場

東京都江東区東雲一丁目4番1号

ROOFLAG (ルーフラッグ) 賃貸住宅未来展示場



豊洲駅から株主様専用の無料シャトルバスを運行いたします。

シャトルバスのご利用を希望される株主様は、2B・6b出口付近にいますスタッフまでお声かけください。



交通のご案内

ゆりかもめ東京臨海新交通臨海線
東京メトロ有楽町線

「豊洲駅」6a出口より 徒歩約11分

※当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

ご来場の株主様へのお土産はご用意しておりませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

